

制度について～

4 手当の額

| 区 分 | 手当月額（児童1人のとき） | 期 間 |
|--------|-------------------|---------|
| 全部支給の方 | 月額43,070円 | 令和4年4月～ |
| 一部支給の方 | 月額43,060円～10,160円 | |

※児童が2人の場合は、上記金額に最大10,170円の加算、3人以上はさらに最大6,100円ずつ加算されます。また、一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

| | |
|--|--|
| ① 現 況 届 （ 全 て の 受 給 者 ） | 毎年8月1日から8月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。 |
| ② 受 給 資 格 喪 失 届 | 受給資格がなくなったときに出します。 |
| ③ 額 改 定（ 増 額 ） 請 求 書 | 対象児童が増えたときに出します。 |
| ④ 額 改 定 届（ 減 額 ） | 対象児童が減ったときに出します。 |
| ⑤ 受 給 者 死 亡 届 | 受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。 |
| ⑥ 変 更 届 | 同一市町又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときに出します。 |
| ⑦ 転 出 届 | 他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出しようとするときに出します。 |
| ⑧ 証 書 亡 失 届 証 書 再 発 行 請 求 書 | 手当証書を破損、汚損、紛失したときに出します。 |
| ⑨ 支 給 停 止 関 係 （ 発 生 ・ 消 滅 ・ 変 更 ） 届 | 所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときに出します。 |
| ⑩ 一 部 支 給 停 止 適 用 事 由 届 出 書 | 該当者には通知しますので、期日までに出します。 |

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

